

事 業 報 告 書
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人ヒノモト会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
- その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 岡山県倉敷市西阿知町西原 757 番地の1
- (3) 設立認可年月日 平成3年1月7日
- (4) 設立登記年月日 平成3年1月21日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	ヒノモト医院	岡山県倉敷市西阿知町西原 757 番地の1	無床

(2) 附帯業務

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年7月31日 出資持分の払戻し

(4) その他

法人名 医療法人ヒノモト会

所在地 岡山県倉敷市西阿知町西原757番地の1

※医療法人整理番号 00292

財 产 目 錄
(令和4年3月31日現在)

1. 資 产 額	81,998,278 円
2. 負 債 額	1,071,000 円
3. 純 資 产 額	80,927,278 円

(内 訳)

(単位:円)

区 分	金 額
A 流動資産	25,625,600
B 固定資産	56,372,678
C 繰延資産	0
D 資産合計 (A + B + C)	81,998,278
E 負債合計	1,071,000
F 純資産 (D - E)	80,927,278

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

上記は、財産目録に相違ありません。

令和4年6月12日

医療法人ヒノモト会

理事長 佐々木 浩人

法人名 医療法人ヒノモト会

所在地 岡山県倉敷市西阿知町西原757番地の1

※医療法人整理番号 〇〇292

貸 借 対 照 表

(令和4年3月31日現在)

(単位: 円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	25,625,600	I 流動負債	71,000
II 固定資産	56,372,678	II 固定負債	1,000,000
1 有形固定資産	55,867,754	負債合計	1,071,000
2 無形固定資産	504,924	純資産の部	
3 その他の資産	0	科目	金額
III 繰延資産	0	I 出資金	2,000,000
		II 積立金	78,927,278
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	80,927,278
資産合計	81,998,278	負債・純資産合計	81,998,278

法人名 医療法人ヒノモト会

所在地 倉敷市西阿知町西原757番地の1

※医療法人整理番号 〇〇292

損 益 計 算 書
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位:円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本來業務事業損益	
1 事 業 収 益	0
2 事 業 費 用	1,348,897
本來業務事業利益	△ 1,348,897
B 附帶業務事業損益	
1 事 業 収 益	0
2 事 業 費 用	0
附帶業務事業利益	0
事 業 利 益	△ 1,348,897
II 事 業 外 収 益	307
III 事 業 外 費 用	0
	経 常 利 益
IV 特 別 利 益	△ 1,348,590
V 特 別 損 失	281,509
	税 引 前 当 期 純 利 益
	法 人 税 等
	当 期 純 利 益
	△ 1,067,081
	71,000
	△ 1,138,081

監 事 監 査 報 告 書

医療法人ヒノモト会
理事長 佐々木 浩人 殿

私は、医療法人ヒノモト会の令和3会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、理事長宅（東京都港区芝浦4-20-2 芝浦アイランドブルームタワー922号）において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年5月20日

医療法人ヒノモト会
監事 濱田弘